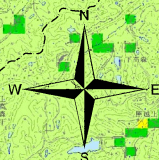


栗原市地震防災マップ

地域の危険度マップ 高清水・瀬峰地区

想定する4つの地震のうち最大の震度の場合



○この地域の危険度マップは、地域が揺れやすさマップ(想定する4つの地震のうち最大の震度)において示された強さ(震度)の揺れとなった場合に、地盤の液状化の影響を含めてどの程度の建物被害(全壊及び半壊相当)が生じるかを100メートルメッシュ毎に評価し、相対的に表示したものです。
○防災上の可能性として、地域で発生する可能性のある最大の被害状況の目安を示したものであり、住民の皆様方の防災活動に役立てていただくためのものです。全域が同時にこのような被害となることを表現しているものではありません。

地域の危険度マップとは

■地域の危険度マップ
 地域の危険度マップは、地震による建築物(水道・橋梁)等の被害の程度に応じてランク分けした上で、地域ごとに色分けし、具体的に「揺れやすさマップ」として示したものであります。また、被害の発生状況(被害の発生率)を示すために、被害の発生率(被害率)を示すための「被害率」を示しています。

○地震による死亡・ケガの原因は何？
 阪神大震災での死者のうち約8割は地震後の火災、建物による圧死といわれています。

○おきんの生命・財産を守るためには、住宅・建築物の耐震性が極めて重要です。

建物の耐震化が重要です。

■木造住宅の耐震診断

木造住宅の耐震性は、主に3つのチェックポイントがあるとされています。

- 建てられてから、かなりの年月が経っているか(特に昭和56年以前に建てられたものか)。
- 住宅が過去に大きな災害(地震や水害など)を経験したことがあるか。
- 住宅の構造、形、偏って大きな窓がたくさんあるなど、耐震に関わる基本的な住宅の性質に問題がないか。

耐震性の判断には建築の専門知識が要求されます。目立った症状が無くても、耐震診断を受けることが重要です。次のような項目に心当たりがある住宅は、特に要注意です。

- ドアあるいは窓を開けたとき、枠と建具の間に著しい程長の三角形の隙間がある。
- ドアあるいは窓の建付けが歪み、建具の開閉が変形のために思うようにならない。
- 窓の隙間が著しく水平を欠いている。
- 建物の壁面が傾斜しているのが、肉眼でもわかる。
- 床面の傾斜が歪んでいて感じられる。
- シロアリの成虫(4枚羽根のついでしろ)が浴室から飛び出す。
- 屋根の棟あるいは軒先が歪んでいる。
- モルタル塗壁に長い斜めのひび割れが入っている。
- 流しや浴室の土台の一部が老朽化している(腐っているなど)。

家具の地震対策も重要です。

■家具の対策

住宅の全壊を免れても、ガラスの飛散やヤス等の大型家具の転倒、テレビや電子レンジ等の家電製品が飛んでくるといった、日常生活からは想像できない事象によって、思わぬケガをしたり、避難が遅れて火災に巻き込まれたりすることがあります。新潟県中越地震においても、負傷者の約5割はガラスの飛散や家具類の転倒・落下によるケガによるといわれています。

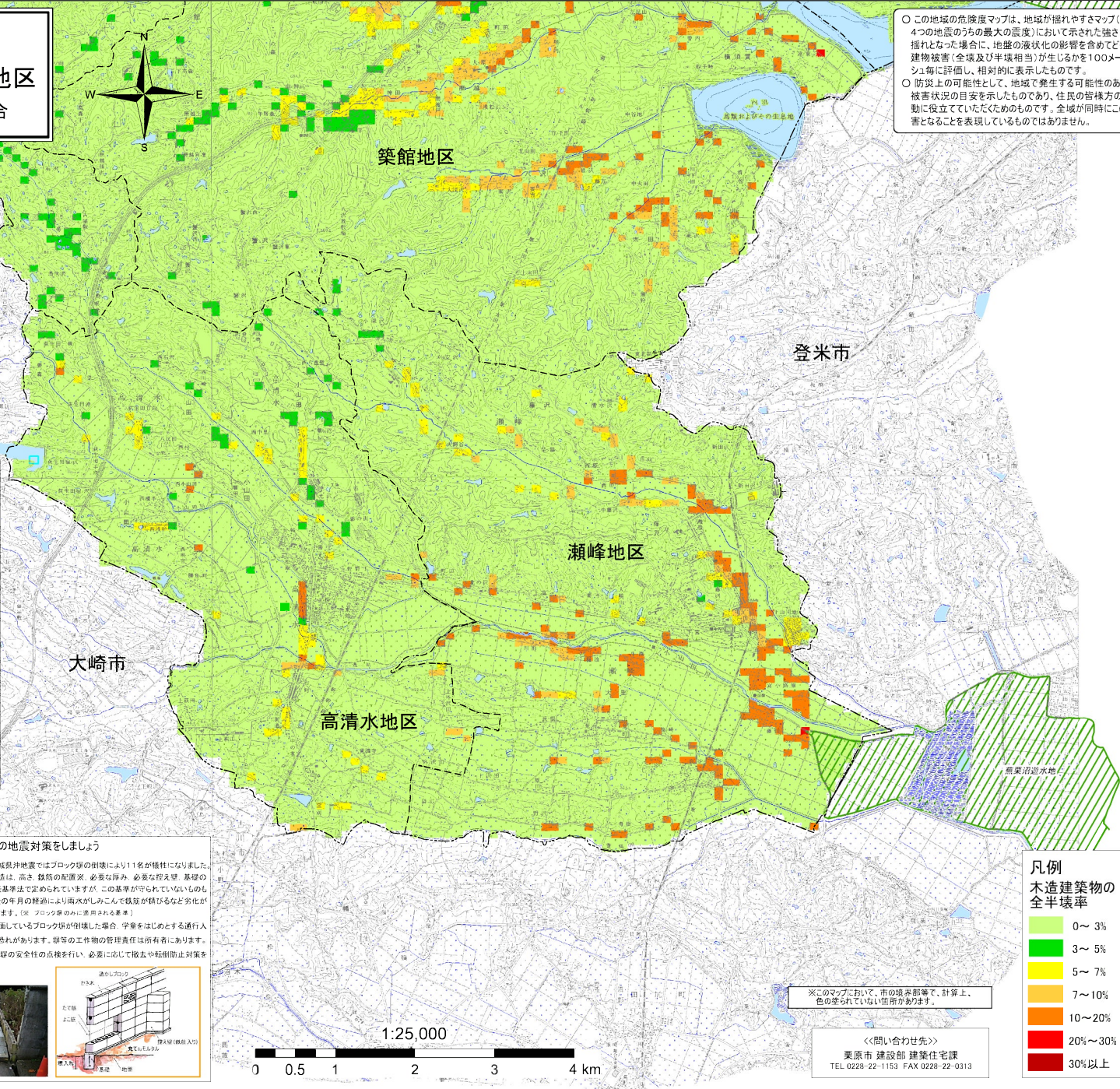
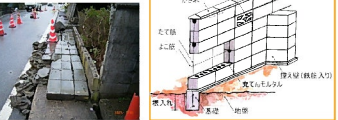
家具や家電製品の地震対策としては、次のようなものが考えられます。

- 固定器具を用いた家具や家電製品を固定する。
- 食卓等の大型家具が転倒することのないよう、扉の閉鎖を防ぐ器具を取り付ける。
- 寝具や食卓を取る場所の近くに、家具や家電製品をなるべく置かない。
- いすや椅子などの寝具等の近くに、家具や家電製品をなるべく置かない。
- 大きい家具は滑りやすい寝具や畳の上には置かない。
- 家具の中では、下に重いもの、上に軽いものを置く。
- 窓ガラスの破砕防止フィルムを貼る。
- ガラス製には飛散防止フィルムを貼る。

ブロック塀や石積の地震対策をしましょう

1978年に発生した宮城県沖地震ではブロック塀の倒壊により11名が犠牲になりました。ブロック塀や石積の構造は、高さ・鉄筋の配置※・必要な厚み・基礎の深さなどについて、建築基準法で定められていますが、この基準が守られていないものもあります。また、設置後の年月の経過により雨水がしみこんで鉄筋が錆びるなど劣化が進行しているものもあります。(※ ブロック塀のみに適用される基準)

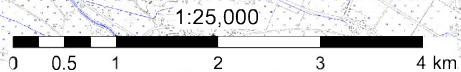
道路(特に通学路)に面しているブロック塀が倒壊した場合、児童をはじめとする通行人に大きな被害を与える恐れがあります。塀等の工作物の管理責任は所有者にあります。所有するブロック塀・石積の安全性の点検を行い、必要に応じて除去や転倒防止対策を行ってください。



凡例

木造建築物の全半壊率

- 0～3%
- 3～5%
- 5～7%
- 7～10%
- 10～20%
- 20～30%
- 30%以上



※このマップにおいて、市の境界部等、計算上、色の塗られていない箇所があります。

＜問い合わせ先＞
 栗原市 建設部 建築住宅課
 TEL 0228-22-1153 FAX 0228-22-0313

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平19総検、第300号)